

令和4年7月19日

瀬戸市教職員労働組合
執行委員長 甲斐 雄彦 様

瀬戸市長 伊藤 保徳

瀬戸市教育委員会教育長 横山 彰



熱中症対策に関する緊急の要請書について（回答）

- 1 熱中症に関する教育活動の確認事項を保護者・市民に周知すること。

【回答】

市内各校における熱中症対策については、瀬戸市教育委員会より令和3年9月に瀬戸市熱中症対策ガイドラインを示し対応しているところです。各校ではこれをもとに教育活動を行うとともに、保護者に対し必要に応じて情報発信をしております。

なお、市民向けの教育活動における熱中症の周知に関しましては、ホームページに掲載しています。

- 2 部活動のガイドラインを見直し、市民に広報すること。

- ・夏季休業中の部活動のあり方を考慮すること。
- ・室内の部活の円滑運営にあたって対策をとること。
- ・場合によっては、熱中症を防ぐための大会の中止や延期を求めること。

【回答】

夏季休業中の部活動については、熱中症対策などを踏まえ「1日練習を取りやめる」「練習を3時間以内にする」「土日の活動は行わない（試合を除く）」「猛暑日の練習試合を自粛する」「気温の高い時間帯の活動をなるべく避ける」とするなど、各校で対応しております。

今後も屋外・室内を問わず子どもたちの健康・安全を第一に対応していきます。なお、基本的なガイドラインの確認は各校・各部活動で行っています。市として市民全体に広報する予定はありません。

- 3 体育館に早急にエアコンを設置すること。

【回答】

事業費や県下の設置状況を把握するとともに、避難所を管轄する危機管理課と協議調整を行い検討します。

- 4 全ての特別教室のエアコン設置の計画を明らかにすること。

【回答】

理科室、音楽室を昨年度設置、図書室を今年度設置します。その他の特別教室については、受電設備の改修が必要となる場合があるため、長寿命化改良工事に合わせて検討します。